

～ 国際研修 ～

第4回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

甲 斐 雄 次

第1 はじめに

平成27年(2015年)11月29日(日)から同年12月12日(土)まで(移動日を含む。), ディパック・ラージュ・ジョシ最高裁判所判事を団長とする研修員20名(別紙1参照)を対象に, ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修(以下「本研修」という。)が実施された。

第2 本研修の背景

独立行政法人国際協力機構(JICA)において, ネパール最高裁判所を主なカウンターパートとして平成25年(2013年)9月から開始された「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」¹(プロジェクト期間は, 平成29年(2017年)3月まで)の下, 平成25年(2013年)12月に実施した第1回本邦研修²では, 同プロジェクトの基礎を固めるため, 日本における事件管理及び調停に関する制度一般や裁判所での取組を広く取り扱い, 平成26年(2014年)9月に実施した第2回本邦研修³では, 日本における調停制度と実務の運用を紹介するなどして司法調停の改善のためのアイデアを提供し, 同年12月に実施した第3回本邦研修⁴では, 民事及び刑事事件管理に特化した内容を取り上げて, ネパールにおける事件管理が抱える問題点を再確認し, その改善のためのアイデアを提供するなどしてきたところである。このような各本邦研修のほか, 現地における長期派遣専門家の活動等を通じて, ネパールにおける事件管理制度及び司法調停の改善に向けた取組は継続的に実施されてきたところであり, これまでのところ, 事件管理制度についてはネパール側からいくつかの改善

¹ 本稿では, 略して「ネパール裁判所能力強化プロジェクト」と記載している。同プロジェクトの詳細は, ICD NEWS 第57号, 「ネパール裁判所プロジェクト(事件管理及び司法調停)のご紹介」を参照されたい。

² ICD NEWS 第58号, 「～国際研修～ 第1回本邦研修～ネパール裁判所能力強化プロジェクト～」参照。

³ ICD NEWS 第61号, 「～国際研修～ 第2回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」参照。

⁴ ICD NEWS 第62号, 「～国際研修～ 第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」参照。

すべき事項や進行管理のためのカレンダーシステムの運用状況などが提示・報告されるに至り、司法調停については裁判官向けのガイドライン案などが作成されるに至ったものである⁵。

本研修は、これらの活動状況を踏まえ、事件管理に関しては、事件管理制度の改善に向けた喫緊の課題についての整理及び具体的な方策の検討を行い、司法調停に関しては、裁判官向け調停ガイドラインについての議論を通じた司法調停制度改善のための具体的な検討を行うことで、残りのプロジェクト期間における、更なる実務の運用改善に向けた活動の方向性を定めることを目的として実施したものである。

第3 研修実施内容（別紙2参照）

1 講義等（「日本の民事訴訟手続」、「日本の調停手続」、「模擬調停ビデオ視聴」）

まずは研修員に日本の民事訴訟手続及び調停手続の概要を改めて理解してもらうため、当部教官により、一般的な手続の概要等に関する講義が行われた。

また、前記プロジェクトのアドバイザーグループ委員を務めていただいている吉野孝義大阪大学大学院高等司法研究科客員教授の御協力の下、研修員に調停手続等を紹介するビデオを視聴してもらいながら、質疑応答に応じる形で「模擬調停ビデオ視聴」を実施し、日本の調停制度の特徴を視覚的に理解してもらった。

2 研修員による発表

研修員による発表として、まずは事件管理について、裁判官の研修員から、一部の裁判所で試行されている前記カレンダーシステムの内容や運用状況について報告していただいた。カレンダーシステムとは、裁判所に訴訟が提起され、事件が登録された際に、事件類型に応じて自動的に審理を行う日付が決められるシステムであり、現在、7つの裁判所で試行され、未済事件の減少などの成果が出ているとのことで、今後、全裁判所への導入に向け、検討中とのことであった。

また、弁護士の研修員からも、弁護士から見た事件管理についての発表が行われ、弁護士側の問題として、第1回期日を軽視している弁護士がいるため、必要な証拠等が適時に提出されないという点や、期日の延期申請を多用する弁護士がいることなどが指摘されたほか、裁判所側の問題点として、期日の開始時間の指定がなく、出廷すべき時間が不明確であることなどが指摘された。

⁵ なお、この間、平成27年（2015年）4月に発生した大地震により、予定されていた現地調査や本邦研修の中止を余儀なくされるなど、本プロジェクト活動にも多大な影響が生じたところである。

さらに、司法調停については、裁判官向けの調停ガイドライン案についての発表が行われ、調停の有用性を裁判官に理解させ、裁判官から当事者や代理人に調停利用の働きかけをする枠組みを構築する必要性などが指摘された。



研修員による発表の様子

3 訪問、意見交換等

(1) 大阪地方裁判所民事部（通常部）訪問

大阪地方裁判所民事部（通常部）では、裁判官室、書記官室、法廷等の施設見学に続き、裁判官及び書記官からの概要説明・質疑応答の機会をいただいた。研修員は、裁判官や書記官が連携して仕事をしている様子や、実際に審理を行う法廷等を見学したことで、具体的な実務の運用のイメージが持てたようで、記録が書記官によって整然と管理されている様子や、争点整理手続に電話会議システムが利用できるという点についても高い関心が示されていた。また、概要説明では、民事訴訟手続全般について、特に争点整理や集中証拠調べの意義を含めて、丁寧に御説明いただき、ネパール側においても日本の民事手続の特徴や争点整理の重要性について良く理解できた様子であった。

(2) 大阪地方裁判所民事部（建築・調停部）訪問

大阪地方裁判所民事部（建築・調停部）では、書記官室や調停室等の施設見学に続き、裁判官及び書記官からの概要説明・質疑応答の機会をいただいた。概要説明では、ネパール側の関心事項に沿って、裁判官の関与や専門家調停委員の活用などの特徴について、具体的に説明していただき、ネパールの調停制度とは異なる特徴を持つ日本の制度に対しての率直な疑問に対しても丁寧に回答していただいたことで、ネパール側において、日本とネパールの調停制度の違いが的確に理解された様子であった。

(3) 民間総合調停センター訪問

民間総合調停センターでは、組織、業務内容、あっせん手続の概要等について、具体例を交えながら御説明いただいた後、あっせん室や執務室等の見学をさせていただいた。研修員からは、裁判所における調停との違いや、専門家の活用方法、合意内容を履行させるための方策等に高い関心が示されるとともに、同センターにおいて、弁護士会のほか、多くの専門家の協力により、裁判所外の調停が、組織的に、利用しやすいサービスとして提供されていることに感銘を受けた様子であった。

(4) 法テラス大阪訪問

法テラス大阪では、組織、業務内容等について御説明いただいた後、事務室のほか、常勤弁護士が常駐している法テラス大阪法律事務所を見学させていただいた。研修員は、法律扶助等のサービスが、多数の受任予定者契約弁護士・司法書士の協力の下、法テラスによって組織的かつシステムティックに日本全国で実施され、利用しやすいサービスが実現されていることや、若手の弁護士が司法過疎対策等に意欲的に取り組んでいることなどに非常に感心した様子で、法テラスの組織構造や、運営方法、広報活動等について多くの質問が出された。

(5) 調停委員との意見交換

吉野先生の御尽力により、大阪地方裁判所や大阪簡易裁判所で調停委員をされている方々に御協力をいただくことができ、意見交換を実施して、調停委員の先生方から、調停委員になった経緯や調停委員として心がけていることなどについて御説明いただいた。研修員は、ネパールの実情に即して、日本の調停委員の報酬にも関心が寄せられていたが、調停の結果を問わず、比較的low額な日当しか支給されない現状であるにもかかわらず、調停委員が非常に高い意識を持って、意欲的かつ真摯に紛争解決に取り組んでいることに、感銘を受けた様子であった。

4 検討会

吉野先生のほか、同じくアドバイザーグループ委員を務めていただいている稲葉一人中京大学法科大学院教授にも御協力をいただき、本研修期間中、数回にわたって、ネパールにおける事件管理及び司法調停の改善についての検討会を行った。

本研修における講義、訪問、意見交換の各プログラムを通じたネパール側の日

本の実務に関する理解度は高く、検討会においては、日本の実務をネパールの実務にどのように応用するかという観点で充実した議論を行うことができた。

事件管理については、ネパールの民事手続として、第1回口頭弁論期日が争点整理のために重要であるところ、同期日が軽視されている場合があるとの問題意識の下、裁判所・弁護士会において、その重要性について共通認識が得られるような方策を採る必要があることが確認された。また、代理人が期日の延期申請を多用するという問題や、複数の代理人が弁論を繰り返して審理が長期化すること、審理の開始時間・終了時間が不明確であることなどについても、ネパールの裁判所側・弁護士側との間で問題意識が共有され、今後のプロジェクト活動の中で日本側とも協議しながら、裁判所においてその改善に向けた検討をする必要があることや、弁護士会においてもその改善に向けた取組を検討することが確認されるなど、今後の改善に向けた一定程度の方向性が見られた。

また、司法調停についても、ネパールで導入することを検討している裁判官向けの調停ガイドラインに関する意見として、「調停手続に直接裁判官が関与することが認められていないネパールの制度の中でも、裁判官が自ら当事者に対して調停制度の意義について説明し、調停人とも事件の内容に踏み込まない程度に評議を繰り返し行うことは可能であり、ガイドラインに明記すべき。」との意見や、「様々な分野の専門家を調停人として採用し、リスト化することも明記すべき。」などの意見がまとまるなど、今後の方向性についてかなりの進展が見られる結果となった。



検討会の様子

第4 おわりに

今回の研修に参加した研修員は、いずれもネパールにおける事件管理及び司法調停の運用を熟知しており、その運用改善のため少しでも日本の運用を参考にしようと、

活発に質疑・意見交換を行うなど、非常に意欲的かつ熱心に本研修に取り組んでいた。本研修プログラムを通じて、前記のとおり、今後のネパールにおける改善の方向性がより具体化したことは、今後のネパールでのプロジェクト活動を進めるにあたって、大いに役立つものと期待される。

最後に、多忙な時期に講師等を引き受けていただき、研修中も様々な有益なアドバイスをいただいた先生方、多大な労力をかけて充実した訪問プログラムを実施していただいた訪問先関係者の皆様、通訳等でお世話になった野津治仁氏及び湊シャルマ・ジャンティ氏、研修員に近い立場で本研修を常にサポートしていただいた富田さとし専門家、長尾貴子専門家及びプロジェクトスタッフのラビン・スベディ氏、その他関係者の皆様に心から感謝申し上げたい。どうもありがとうございました。

以上

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修

(別紙1)

1	ディパック ラージュ ジョシ
	Mr. Deepak Raj JOSHEE 最高裁判所判事
2	チョレンドラ シャムセル JB ラナ
	Mr. Cholendra Shumsher J B RANA 最高裁判所判事
3	ビスワムバル プラサッド シュレスト
	Mr. Bishowambhar Prasad SHRESTHA ヘトウダ高等裁判所長官
4	クリシュナ ギリ
	Mr. Krishna GIRI 司法評議会事務局長
5	ヤッギヤラージュ バッタ
	Mr. Yagyraj BHATTA カイラリ地方裁判所判事
6	パールチャンドラ シャルマ
	Mr. Balohandra SHARMA ルバンデヒ地方裁判所判事
7	ゴパール バッタライ
	Mr. Gopal BHATTARAI スナサリ地方裁判所判事
8	バル バドラ バストラ
	Mr. Bala Bhadra BANSTOLA ダン地方裁判所判事
9	テク ナラヤン クンワル
	Mr. Tek Narayan KUNWAR モラン地方裁判所判事
10	リシ ラム アーチャールヤ
	Mr. Rishi Ram ACHARYA 国家司法学院教授(地裁判事)
11	バブルム スベディ
	Mr. Baburam SUBEDI 地方裁判所判事
12	ヌリバ ドーズ ニロウラ
	Mr. Nripa Dhwoj NIROULA 最高裁判所事務局長
13	パール クリシュナ ダカール
	Mr. Bal Krishna DHAKAL 弁護士 最高裁判所弁護士会(事務局長) ネパール弁護士会
14	スニタ レグミ ポカレル
	Ms. Suneeta REGMI POKHREL 弁護士・調停人 最高裁判所弁護士会 ネパール弁護士会
15	プララード クマール ヨギ
	Mr. Pralad Kumar YOGI 最高裁判所事務次長
16	ビスワ ラージュ ポウデル
	Mr. Bishow Raj POUDEL 最高裁判所事務次長
17	ナンダ キショール プラサッド ヤーダブ
	Mr. Nanda Kishor Prasad YADAV ダヌサ地方裁判所事務局長
18	インディラ シャルマ
	Ms. Indira SHARMA 最高裁判所書記官
19	ディッチャ プラダナンガ
	Ms. Dikohya PRADHANANG 最高裁判所事務官
20	アムリタ クマリ シャルマ
	Ms. Amrita Kumari SHARMA 最高裁判所事務官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 甲斐 雄次 (KAI Yuji), 石田 正範 (ISHIDA Masanori), 内山 淳 (UOHYAMA Jun)
国際協力専門官 / Administrative Staff 下岡 純一 (SHIMOOKA Jun-ichi), 若生 賢介 (WAKAO Kouzuke)

ネパール第4回本邦研修日程

(別紙2)

[教官: 甲斐教官, 石田教官, 内山教官 専門官: 下岡専門官, 若生専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
11 / 日 29		移動日			
11 / 月 30		9:30~ JICAオリエンテーション 国際会議室	11:00~12:00 国際協力部オリエンテーション 国際会議室	13:30~ 講義「日本の民事訴訟手続」 国際協力部教官 石田正範 国際会議室	15:15~ 講義「日本の調停手続」 国際協力部教官 甲斐雄次 国際会議室
12 / 火 1		発表「事件管理」(カレンダーシステム) ネパール研修員代表 大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 中京大学法科大学院教授 稲葉一人 国際会議室	大阪地方裁判所民事通常部訪問 大阪地方裁判所		
12 / 水 2		発表「司法調停」(調停ガイドライン) ネパール研修員代表 吉野孝義教授・稲葉一人教授 国際会議室	12:15 部長主催意見交換会 記念写真撮影	発表「弁護士会からの報告」(事件管理に関する問題点) ネパール研修員代表 吉野孝義教授・稲葉一人教授 国際会議室	
12 / 木 3		模擬調停ビデオ視聴 吉野孝義教授 国際会議室	調停委員との意見交換 吉野孝義教授 国際会議室		
12 / 金 4		民事訴訟手続・調停手続に関する質疑応答 国際協力部教官 甲斐雄次 国際会議室	大阪地方裁判所調停部訪問 大阪地方裁判所		
12 / 土 5					
12 / 日 6					
12 / 月 7		検討会(事件管理) 吉野孝義教授 24階会議室	民間総合調停センター訪問 大阪弁護士会本館		
12 / 火 8		検討会(事件管理・司法調停) 吉野孝義教授・稲葉一人教授 24階会議室	検討会(司法調停) 稲葉一人教授 24階会議室		
12 / 水 9		ネパール側協議(今後の具体的方針について) 24階会議室	法テラス大阪訪問 法テラス大阪		
12 / 木 10		意見交換(司法調停・今後の具体的方針) 吉野孝義教授・稲葉一人教授 24階会議室	意見交換(事件管理・今後の具体的方針) 吉野孝義教授 24階会議室		
12 / 金 11		総括質疑応答 吉野孝義教授 24階会議室	評価会・修了式 24階会議室		
12 / 土 12		移動日			

※24階会議室: 大阪中之島合同庁舎24階会議室